

官報 号外

昭和四十六年十二月八日

○第六十七回 参議院會議録第十二号

昭和四十六年十二月八日(水曜日)

午前十時四分開議

○議事日程 第十一号

昭和四十六年十二月八日

午前十時開議

第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第一 法律省設置法の一部を改正する法律案(第六十五回国会内閣提出、第六十七回国会衆議院送付)

第三 国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

昭和四十六年十二月八日 参議院會議録第十二号

○議長(河野謙三君) これより會議を開きます。

日程第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。

地方行政委員長玉置猛夫君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十六年十二月三日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第二項中「退職当時の標準報酬年

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

額(第六十六条に規定する標準報酬月額に十二

を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を「平均標準

報酬月額(退職の日の属する月以前の地方議会議

議員であつた期間三年間における掛金の標準とな

つた標準報酬月額(第六十六条に規定する標準

報酬月額をいう。第六十二条第二項において同

じ。)の総額を三十六で除して得た額に十二を乗じ

て得た額をいう。以下この条において同じ。)に

「退職当時の標準報酬年額の」を「平均標準報酬年

額の」に改め、同条第四項中「退職当時の標準報

酬年額」を「平均標準報酬年額」に改める。

第六十二条第二項中「退職一時金」を「在職

期間三年未満の者で前項の規定により公務傷病年

金を受けるとなつたものについては、当該在

職期間における掛金の標準となつた標準報酬月額

の総額を当該在職期間の月数で除して得た額に

十二を乗じて得た額を第六十一条第二項の平均

標準報酬年額とみなして同項の規定により算定し

た金額とし、退職一時金」に、「第六十一条第

四項」を「同条第四項」に、「控除した金額」を

「控除した金額とする」に改める。

第六十六条第二項中「百分の七」を「百分の

九」に改める。

第六十七条第二項中「負担する負担金の率を

の他当該負担金について必要な事項は」を「毎年

度において負担すべき金額は、共済会の収支の状

況を勘案して」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

2 改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。第六十六条第二項の規定は、昭和四十七年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(平均標準報酬年額の算定に関する経過措置)

3 改正後の法第六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額(同法第六十二条第二項において平均標準報酬年額とみなされる額を含む。)を算定する場合には、改正後の法第六十一条第二項に規定する掛金の標準となつた標準報酬月額には、昭和四十七年四月一日前の期間に係る当該標準報酬月額を算入せず、また、地方議會議員であつた期間の月数には、同日前の期間は算入しない。この場合において、同年四月以後の地方議會議員であつた期間の月数が三十六に満たないときにおける改正後の法第六十一条第二項及び第六十二条第二項の規定の適用については、改正後の法第六十一条第二項中「三十六」とあるのは「昭和四十七年四月以後の地方議會議員であつた期間の月数」と、改正後の法第六十二条第二項中「当該在職期間」とあるのは「昭和四十七年四月以後の

昭和四十六年十二月八日 参議院會議録第十二号

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案外一件

二四八

地方議會議員であつた期間」とする。

〔玉置猛夫君登壇、拍手〕

○玉置猛夫君 ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、衆議院地方行政委員長の提出にかゝるものでありまして、最近の地方議會議員共済会の収支の急激な悪化に対処するため、議員共済会の掛け金率を現行の百分の七から百分の九に引き上げるとともに、給付金の算定の基礎となる退職時の標準報酬月額を退職前三年間の平均標準報酬月額に改めるほか、共済会の給付に要する費用についての地方公共団体の負担についての所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、格別の質疑、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 法務省設置法の一部を改正する法律案(第六十五回国会内閣提出、第六十七回国会衆議院送付)

日程第三 国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長柳田桃太郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

法務省設置法の一部を改正する法律案

第六十五回国会及び第六十六回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和四十六年十一月十六日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は修正)

別表三札幌法務局の項中「苫小牧市」を「苫小牧市 登別市 恵庭市」に改め、「千歳郡」及び「幌別郡」を削る。

別表五愛光女子学園の項中「東京都北多摩郡狛江町」を「狛江 市」に改め、同表岡山少年院の項中「岡山県都窪郡妹尾町」を「岡 山 市」に改める。

別表十一東京入国管理事務所の項中(東京国際空港の区域を除く。)を削り、「千葉県の下に(新東京国際空港の区域を除く。)」を加え、同表中 羽田入国管理事務所 東京都

東京都の内東京国際空港の区域を除く。を 成田入国管理事務所 成田市 千葉県の内新東京国際空港の区域

別表十二中 札幌入国管理事務所小樽 小樽市 札幌入国管理事務所苫小牧 苫小牧市

神戸入国管理事務所姫路 姫路市 神戸入国管理事務所相生港出 相生市

広島入国管理事務所尾道 尾道市 広島入国管理事務所土生港出 因島市

広島入国管理事務所呉港 呉市 広島入国管理事務所呉港出 呉市

鹿児島入国管理事務所鹿 鹿兒島市 鹿児島入国管理事務所喜入港 鹿兒島県揖宿郡喜入町

鹿兒島入国管理事務所鹿兒島 鹿兒島市 鹿兒島入国管理事務所鹿兒島空港出 鹿兒島入国管理事務所喜入港 鹿兒島県揖宿郡喜入町

附則

公布の日

この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、別表三及び別表五の改正規定並びに別表十二の改正規定中広島入国管理事務所尾道港出張所に係る部分は公布の日から、別表十一の改正規定は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国家公務員法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年十二月三日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

国家公務員法等の一部を改正する法律案

国家公務員法等の一部を改正する法律

次に掲げる法律の規定中「三年」を「五年」に改める。

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号) 第八八条の六第三項

二 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律 第二百五十七号)第七條第三項

三 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十 号)第五十五條の二第三項

四 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律 第二百八十九号)第六條第三項

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔柳田桃太郎君登壇、拍手〕

○柳田桃太郎君 たいだいま議題となりました二件 の法律案につきまして、内閣委員会における審査

の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、法務省設置法の一部を改正する法律案の 改正点は、新東京国際空港の設置に伴い、羽田入 国管理事務所を廃止し、成田入国管理事務所を設 置すること、苫小牧市ほか三カ所に入国管理事 務所の出張所を設置すること等でありました。

なお、本法律案は、衆議院において施行期日に ついて所要の修正が行なわれております。

次に、国家公務員法等の一部を改正する法律案 の改正点は、国家公務員法、公共企業体等労働関 係法、地方公務員法及び地方公営企業労働関係法

に基づく職員団体等の最近における運営の実態に かんがみ、職員が職員団体等の役員としてその業 務にもつぱら従事することができる、いわゆる在 籍専従の期間を現行の三年から五年に改めること とするものであります。

委員会におきましては、法務省設置法改正案に ついては新東京国際空港の現地調査もするなど、 両法案について慎重に審査いたしました。その 詳細は会議録に譲りたいと存じます。

両法案とも質疑を終わり、討論なく、それぞれ 採決の結果、法務省設置法改正案は多数、国家公 務員法等改正案は全会一致をもって、いずれも原 案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま す。

まず、法務省設置法の一部を改正する法律案の

採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求 めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつ て、本案は可決されました。

採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求 めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつ て、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、国家公務員法等の一 部を改正する法律案の採決をいたします。本案に 賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつ て、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(河野謙三君) 日程第四 国際経済上の調 整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に 関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とい たします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長大 森久司君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業 に対する臨時措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年十二月三日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業 に対する臨時措置に関する法律案

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企 業に対する臨時措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、アメリカ合衆国における輸 入課徴金の賦課等の国際経済上の調整措置の実 施により事業活動に支障を生じている輸出取引 に関連のある中小企業者に対し、経営の安定を 図るための措置を講ずるとともに、あわせて事 業の転換に際しこれを円滑にするための措置等 を講じ、もつて国民経済の健全な発展に資する ことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次 の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の 会社並びに常時使用する従業員の数が三百人 以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、 運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び 第三号の政令で定める業種を除く)に属する 事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の

臨時措置に関する

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に 対する臨時措置に関する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案外一件

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に 対する臨時措置に関する法律案

会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以上の会社及び個人であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合又は協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会その他の特別の法律により設立された組合又はその連合会であつて、政令で定めるもの

(認定)

第三条 中小企業者は、次の各号の一に該当することについてその住所を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。

一 その業種の事業活動が全国的に輸出取引に密接な関連を有すると認められる業種であつて、アメリカ合衆国における輸入課徴金の賦課、本邦における外国為替相場の変動幅の制限の停止その他これらに準ずる国際経済上の調整措置(以下この条において単に「調整措置」という。)により、当該業種に属する事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品

の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、当該事業を行なう相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じていると認められる業種として通商産業大臣及び当該事業を所管する大臣(以下「主務大臣」と総称する。)が指定するものに属する事業を行ない、かつ、主務省令で定める基準に該当する中小企業者であること。

二 前号の主務大臣が指定する業種以外の業種であつて次の要件に該当する業種として主務大臣が地域を限つて指定するものに属する事業を行ない、かつ、主務省令で定める基準に該当する中小企業者であること。

イ 当該業種の事業活動の一部が特定の地域に集中して行なわれており、かつ、その地域内における当該業種の事業活動が輸出取引に密接な関連を有すると認められること。

ロ 調整措置により、その地域内において当該業種に属する事業を行なう事業者の事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、その地域内において当該業種に属する事業を行なう相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じていると認められること。

三 前二号の主務大臣が指定する業種以外の業種に属する事業を行なう中小企業者であつ

て、調整措置により、その者の事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、その事業活動に支障を生じていると認められるものであること。

2 主務大臣は、前項第二号の規定による指定をしようとするときは、当該地域を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。

(中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長)

第四条 都道府県は、中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する貸付に係る貸付金であつて、前条第一項の認定を受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)が主務省令で定める日前に貸付けを受けたもの(同法第三条第二項の貸付機関が同日前に、認定中小企業者に対しその事業の用に供する設備を譲渡し、又は貸し付けた場合における当該設備の譲渡又は貸付けに充てるため貸付けを受けたものを含む。)については、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を二年をこえない範囲内において延長することができる。

(中小企業信用保険法による輸出中小企業関連保証の特例)

第五条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の

二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。))又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、輸出中小企業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定中小企業者(第二条第六号に掲げる者であつて、その構成員の三分の二以上が認定中小企業者であるものを含む。)が経営の安定を図るのに必要な資金又は認定中小企業者が次条第一項の認定を受けた計画に従つて事業の転換を行なうのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについて同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは、「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律第五条第一項に規定する輸出中小企業関連保証(以下「輸出中小企業関連保証」という。))に係る保険関係の保険価額の合計額」と、同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは、「輸出中小企業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額」と、同法第三条第三項中「当該保証をした」とあるのは、「輸出中小企業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ

二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。))又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、輸出中小企業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定中小企業者(第二条第六号に掲げる者であつて、その構成員の三分の二以上が認定中小企業者であるものを含む。)が経営の安定を図るのに必要な資金又は認定中小企業者が次条第一項の認定を受けた計画に従つて事業の転換を行なうのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについて同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは、「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律第五条第一項に規定する輸出中小企業関連保証(以下「輸出中小企業関連保証」という。))に係る保険関係の保険価額の合計額」と、同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは、「輸出中小企業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額」と、同法第三条第三項中「当該保証をした」とあるのは、「輸出中小企業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ

当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「輸出中小企業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、同法第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「輸出中小企業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「輸出中小企業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「輸出中小企業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、輸出中小企業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、同法第五条中「百分の七十(無担保保険及び特別小口保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、輸出中小企業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(転換計画の認定)

第六条 認定中小企業者であつて、当該認定に係る事業の転換を行なうとするものは、当該事業の転換に関する計画をその住所を管轄する

都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(資金の確保)

第七条 国は、認定中小企業者が前条第一項の認定を受けた計画(以下「認定転換計画」という。)に従つて事業の転換を行なうのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(課税の特例)

第八条 認定中小企業者が当該認定に係る事業の用に供している減価償却資産を認定転換計画に従つて廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、当該認定中小企業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。(就職のあつせん等)

第九条 国は、認定中小企業者が行なう事業に従事していた者について、職業訓練の実施、就職のあつせん、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)の規定による中高年齢失業者等求職手帳の有効期間の延長を行なうことその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第十条 都道府県知事は、認定中小企業者に対し、認定転換計画の実施状況について報告を求めることができる。

(事務の委任)

第十一条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、市町村長又は特別区の長に委任することができる。

(主務省令)

第十二条 この法律において、主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(罰則)

第十三条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までに成立している第五条の規定による保険関

係については、なお従前の例によるものとし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

3 認定中小企業者が昭和四十六年十月一日以後その認定を受けた日までの間に、経営の安定を図るのに必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証を受けた場合には、その債務の保証を輸出中小企業関連保証とみなして、第五条の規定を適用する。

(経過措置等)

4 この法律の施行の日から起算して一年を経過した日以後においては、第五条第一項中「認定中小企業者(第二条第六号に掲げる者)であつて、その構成員の三分の二以上が認定中小企業者であるものを含む」が経営の安定を図るのに必要な資金又は認定中小企業者が次条第一項の認定を受けた計画に従つて事業の転換を行なうのに必要な資金」とあるのは、「認定中小企業者が次条第一項の認定を受けた計画に従つて事業の転換を行なうのに必要な資金」と読み替へるものとする。ただし、同日前に成立している第五条の規定による保険関係については、なお従前の例による。

(中小企業庁設置法の一部改正)

5 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第七号の五の次に次の一号を加える。

昭和四十六年十二月八日 参議院会議録第十二号

案可決報告書

国家公務員法等の一部を改正する法律案可決報告書
国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案可決報告書
法務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

〔第九号参照〕

審査報告書

昭和四十六年度一般会計補正予算(第1号)
昭和四十六年度特別会計補正予算(特第1号)
昭和四十六年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年十一月九日

予算委員長 徳永 正利

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十六年度一般会計補正予算(第1号)は、経済活動の停滞、米国の輸入課徴金の賦課、円の為替変動幅の制限の暫定的停止等当初予算作成後に生じた経済情勢の変化に対処するため、公共投資の追加、中小企業対策の拡充強化を行なうほか人事院勧告に伴う公務員の給与改善に要する予算措置を行なうとともに所得税減税の年内実施、経済活動の停滞による租税印紙収入等の減少が見込まれるので、公債金七千九百億円を計上するなど所要の補正措置を講ずることとしている。

この補正により昭和四十六年度一般会計の総額は歳入歳出とも二千四百四十六億八千四百八十七万円を追加して、九兆六千五百八十九億九千九百三十六万七千円となる。

昭和四十六年度特別会計補正予算(特第1号)は、一般会計の補正予算等に関連して道路整備特別会計等十六特別会計について所要の補正を行なうこととしている。

特に交付税及び譲与税配付金特別会計においては所得税減税の年内実施に伴う地方交付税交付金の減少分五百二十八億円を四十六年度限りの特例措置として一般会計でこれを負担し減額しないこととしている。

昭和四十六年度政府関係機関補正予算(機第1号)は、日本国有鉄道、日本電信電話公社については景気対策の一環として事業規模の拡大に必要な補正を行ない、中小企業信用保険公庫については「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(仮称)」に基づく特例保険の実施に伴い保険準備基金として一般会計から追加出資を受け入れる等所要の補正を行なうこととしている。

右の措置は、いずれも当初予算作成後の事由に基づき特に緊要となつたものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

第四号中正誤

ベシ 段行 誤 正
四一 一でから から

四二 二から 加熱 過熱
四三 二から 日本銀行 日本銀行

第五号中正誤

ベシ 段行 誤 正
六 老朽 老朽

六 四一九 午後 午後
六 四一九 午後 午後
六 四一九 午後 午後

第六号中正誤

ベシ 段行 誤 正
六 意見 意見

六 三 反面、 反面

第九号中正誤

ベシ 段行 誤 正
二五 一から 七千五百億 七千九百億

第十号中正誤

ベシ 段行 誤 正
一三 三 処理 処置

二〇 四から 指向 志向
二〇 四から 指向 志向

二二 二 内閣 衆議院

定価 一部五十円

発行所 東京都港区赤坂裏町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(代)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可